

犬・猫の譲渡を希望される方へ

栃木県動物愛護指導センターの譲渡事業について

栃木県動物愛護指導センター（以下、センター）では、動物愛護精神と正しい飼い方の普及啓発を図ることを目的として、模範的な飼い方ができる県内在住の一般の方に犬・猫をお譲りしております。

まずは新しい家族を迎える前に、以下の内容をご家族で確認してください。

家族全員がペットを飼うことに賛成し、協力できますか？

ペットを飼うには、家族全員の理解と協力が欠かせません。家族の健康状態（動物アレルギーなど）はペットを飼うのに問題ありませんか？命あるペットを飼い始める前に、家族全員でよく話し合しましょう。

飼おうとするペットの習性や行動の特性、飼育に必要な環境について調べましたか？

飼いたいペットの習性や行動の特性を調べた上で、適正な飼育環境作りをしましょう。

また、適切なしつけを行い、問題行動が起きないようにしましょう。

ペットの鳴き声や臭い、糞尿の処理の仕方などが、近隣住民とのトラブルを招いてしまう場合があります。

生涯にわたる計画を立ててみましたか？

ライフスタイルに変化があった時でも、ペットを飼い続けることができるかよく考えましょう。

また、ペットが生涯を終えるまで、飼い主として自分の健康と体力が続くのか、そして飼い主の不慮の事故や病気などで飼うことが難しくなった場合はどうするかなど、万が一のことを想定して、ペットを預けられる方や代わりに世話をしてくれる方を見つけておきましょう。

毎日欠かさず、ペットの世話に手間と時間をかけられますか？

ペットを飼い始めると、毎日の世話（食事、運動、しつけ、糞尿や抜け毛の処理など）を欠かさず行うことが必要です。

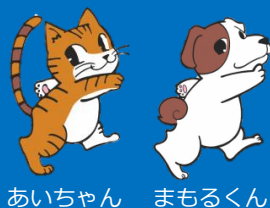
ペットの一生に責任を持ち、命を終えるまで大切に飼いましょう。



ペットを一生飼い続けるための経済的余裕はありますか？

ペットを飼うには毎日のエサ代や日用品、病気の予防・治療費などかなりの出費があります。

不妊去勢手術の実施も必要です。



あいちゃん

まもるくん

お申込み・お問い合わせ

栃木県動物愛護指導センター

TEL 028-684-5458 FAX 028-684-5926

ホームページ <http://www.tochigi-douai.net/>





犬の譲渡を希望される方へ

譲渡時の誓約事項

センターでは、以下の誓約事項を必ず守っていただくことを条件として、犬の譲渡を行っています。詳しくは犬譲渡事前講習会にてご説明いたします。

- ① **終生飼養**：犬がその命を終えるまで、適切に飼育すること
(63歳以上の方は、ご家族(62歳以下の方)の飼養継続同意書が必要です。)
- ② **不妊去勢手術**：飼えない命を増やさないために、必要な手術をすること
- ③ **所有明示**：鑑札(犬)や迷子札、マイクロチップの装着により、飼い主がわかるようにすること
- ④ **法令遵守**：「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」などを守ること
- ⑤ **しつけ方教室への参加** (子犬譲渡会の場合)



子犬の譲渡を希望される方へ

子犬の譲渡会のご案内

譲渡会への参加条件

- 1 将来に渡って模範的な飼い方のできる**20歳以上**の方
(63歳以上の方は、ご家族(62歳以下の方)の飼養継続同意書が必要です。)
- 2 **県内に在住**し、かつ、その居住場所において飼える方
- 3 犬譲渡事前講習会を3年以内に受講済みの方、または、譲渡を受けたい月の犬譲渡事前講習会を受講予定の方
- 4 譲渡時の誓約事項を守れる方
- 5 譲渡後(同月)に開催される「**子犬のしつけ方教室**(パピートレーニングクラスレベル1)」に参加できる方

譲渡の流れ

① 申込み

誓約事項について支障がないか確認し、支障がない場合には、来所の上「犬譲渡事前講習会・子犬の譲渡会参加申込書」を提出してください。（事前来所が困難な場合はFAXまたは電話申込可）

② 犬譲渡事前講習会の受講（3年以内に受講済みの方を除く）

注：受講後、大切に終生飼うことができるか、再度、家族でよく話し合いをしてください。

③ 子犬希望表を受け取る

- ・譲渡会と同月の犬譲渡事前講習会を受講される場合、講習会終了後にお渡しします。
- ・犬譲渡事前講習会を受講済みの方は、**来所にて**犬譲渡事前講習会受講認定証をご提示の上、お受け取りください。
- ・子犬希望表の配布日については実施予定表をご確認ください。

④ 子犬希望表を提出（来所・FAX）

注：子犬の様子を家族でよく見て、話し合いの上、ご記入ください。

⑤ 結果を確認

センターホームページ（以下、センターHP）に掲載します。
また、譲渡決定者には電話連絡いたします。

注：希望表の集計と希望が重なった場合の抽選は、センター職員が行います。

⑥ 譲渡手続きと子犬のお迎え（譲渡会当日）

⑦ 子犬のしつけ方教室（パピートレーニングクラスレベル1）に参加

パピートレーニングクラス（子犬のしつけ方教室）のご案内

レベル1：生後3~4ヶ月の子犬の飼養者向け。
犬にわかりやすくほめる方法や子犬への接し方など。

レベル2：生後約半年の子犬の飼養者向け。
飛びつきや引っ張りの対応の仕方など。
（レベル1に参加された方にご案内しております。）

参加対象者以外の方も見学（犬同伴不可）できます。
ご希望の方は事前にお問い合わせください。



成犬の譲渡を希望される方へ

犬の個人譲渡・成犬（選定犬）譲渡のご案内

犬の個人譲渡

収容された犬のうち、返還にならなかった犬を県内在住の希望者（譲渡会への参加条件1から4までに該当する方）に譲渡しています。

譲渡の流れ

① **犬譲渡事前講習会の受講**（3年以内に受講済みの方を除く）

注：収容動物の管理上、やむを得ず事前に受講できない場合は、譲渡後に必ず受講していただきます。

② **希望の犬の問い合わせ**（電話）

センターHP（迷子動物収容情報）を確認し、収容されている犬の中に、希望する犬がいる場合は、**HP掲載期間中**に「管理番号」を職員に伝え、犬の詳細についてお問い合わせください。

③ **マッチング**（来所）

日程を調整し、HP掲載終了後、犬とマッチング（お見合い）を行います。

④ **譲渡手続き・犬のお迎え**

成犬（選定犬）譲渡

人に対して友好的であり、家庭での飼養に適していると判断された犬を、センター選定犬とし、愛護館のドッグルームに展示しています。

譲渡対象者は譲渡会への参加条件1から4までに該当する方です。希望の犬がいる場合、来所またはお電話にてお問い合わせください。



猫の譲渡を希望される方へ

子猫の譲渡・猫の個人譲渡のご案内

センターには、殺処分前提で収容される離乳前の子猫や、負傷動物として収容される猫がいます。

収容後、センターで管理した生後2，3ヶ月齢程度の子猫について、**猫譲渡事前講習会受講済みの模範的な飼い方が出来る方（県内在住の20歳以上）**を対象に子猫の譲渡事業を行っています。

また、負傷により収容され、返還にならなかった猫についても、上記と同様の方を対象に猫の個人譲渡事業を行っています。

猫の譲渡の際の誓約事項は、犬の誓約事項①～④に加えて「**完全室内飼育**」です。

譲渡できる猫がない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。